



特集

なくそう！ 税の滞納

～税負担の公平性を確保するために～

● 問合せ 税務課収納対策室 (☎2152)

福祉や健康保険といった社会保障、教育、道路整備などの公共サービスは、市民の皆さんの税金で成り立っています。このため、市税などの滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障を来すことにもなりかねません。そして何よりも、滞納という行為は、納期限までに納税している人たちとの公平性を欠くものです。

市は、皆さんの個々の状況に応じて、納税方法などの相談を受け付けています。しかし、事前に相談もなく納付しない人に対しては、法律に基づいて、徹底した滞納処分（差し押さえ・換価）を行います。

市は、この取り組みを更に強化し、滞納を減らしていくため、滞納早期からの差し押さえを実施していきます。

今回の特集では、市税などの滞納の現状や、滞納の解消に向けた市の取り組みを紹介します。

滞納の現状と対策

これまでに、市の税金はどのくらい滞納され、それに対して滞納処分がどのくらい実施されたのでしょうか。また、滞納が発生した場合、市はどのような対策を講じているのでしょうか。

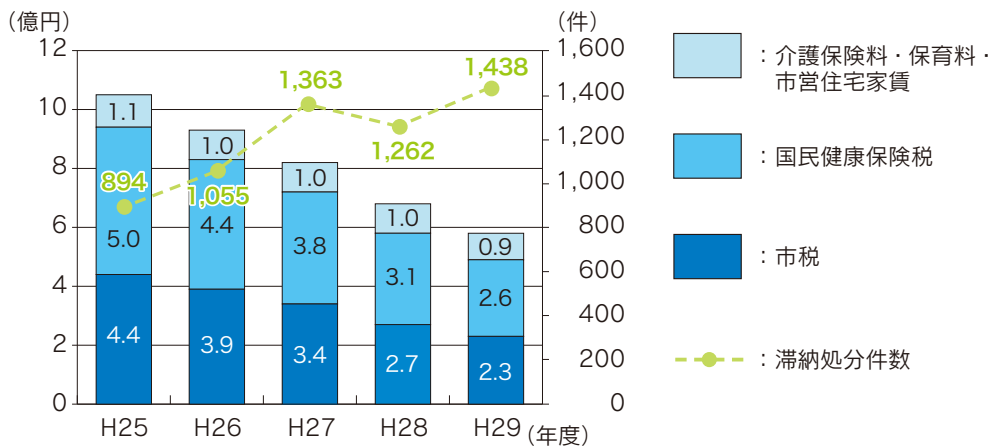
収入未済額の推移

市税や国民健康保険税などの収入未済額《解説》と滞納処分件数の推移は「グラフ」のとおりです。差し押さえなどの滞納処分の強化により、滞納処分件数は増加傾向にあります。その結果、収入未済額は年々減少しています。

しかし、平成29年度末時点での収入未済額は約5億8000万円。うち市税が約2億3000万円、国民健康保険税が約2億6000万円、介護保険料・保育料・市営住宅家賃が合わせて約9000万円となっており、今なお多額の税金などが、滞納されている状況です。

税金などの滞納は、市民サービスの低下につながります。このため、市では、今後も滞納処分を継続・強化していきます。

【グラフ】収入未済額（滞納額）と滞納処分件数の推移（H25年度～29年度）



《解説》収入未済額

ある年度に、収入すべきと決定した金額のうち、出納閉鎖日（翌年度の5月31日）までに納付されなかった額をいいます。収入未済額は、次年度の収入として繰り越されるため、引き続き徴収を行っていくことになります。



滞納処分とは

滞納処分とは、納期限から一定の期間が過ぎても、市税や国民健康保険税などが納付されない場合に、滞納者の意思に関わりなく財産を差し押さえ、換価・充当することをいいます。これは、期限内に納付した人との公平性を確保するためです。

差し押さえは、納付可能な経済状況にありながら納めない人や、納税相談に応じない人など、納税への誠意が見られない滞納者に対して執行します。滞納処分を受けると、経済的な不利益や、社会的信用を失うことにもなりかねません。

～税金の納付は納期限内に～

税金は、さまざまな市民サービスの原資となります。毎年、市が各種事業を行うためには、市民の皆さんに定められた納期限内に税金を納めてもらわなければなりません。

定められた納期限を過ぎても納付されない場合は『滞納』となり、滞納状態が続いた場合、法に基づき滞納処分を行うことになります。

滞納が累積していくと、早期の解消が難しくなります。そのため、市は『早期着手』を念頭に滞納整理に取り組んでおり、たとえ滞納額が少なくても滞納処分を行っています。

納付状況を確認のうえ、期限内の納付をお願いします。

滞納処分の対象となる財産

- ◆債権・・・預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
- ◆不動産・・・土地、家屋など
- ◆動産・・・自動車、テレビ、美術品など

滞納処分までの流れ

滞納は、納税している人との公平性を欠く行為です。市税を滞納した場合、地方税法に基づき滞納処分を行います。滞納処分までの流れについてみましょう。

《滞納処分の流れ》

納税通知書発送



↓

↑ 納税通知書・納付書

納期限

↓

督促・催告

納期限を経過すると、20日以内に督促状を発送します。それでも納付されない場合、文書や電話などにより催告します。



↓

↑ 督促状 ↑ 催告書

財産調査

勤務先や金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などに対して財産調査を行います（本人の承諾は不要）。

↓

差し押さえ

再三の催告にも応じず、納税相談もない場合は、財産を差し押さえます。法律では、**督促状発送から10日を過ぎると差し押さえをしなければならない**と定められています。

↓

換価処分（取り立て・公売）

債権は原則、即時に取り立てます。動産・不動産については公売（売却）により換価し、滞納額に充当します。

財産調査

◆ 給与調査

滞納者の勤務先に対し、給与の支払状況を調査します。

◆ 預金調査

滞納者の預金口座と残高を調査します。

◆ 生命保険調査

滞納者の契約状況などを調査します。

◆ 不動産調査

滞納者が所有する不動産の登記簿などを調査し、換価価値があるかを判断します。

◆ 家宅搜索

滞納者の財産所有状況が不明な場合などに、自宅などを搜索します。

◆ 差し押え

勤務先や金融機関、生命保険会社などへの調査の結果、財産が判明した場合は、差し押えを執行します。

取り立て・換価・充当

◆ 債権（給与・預金など）

給与や預金、生命保険などの債権を差し押さえた場合は、滞納市税に充当します。

◆ 動産・不動産など

動産や不動産を差し押さえた場合は、公売会などを通じて売却し、換価した代金を滞納市税に充当します。

STOP!
滞納



- ①市税などを滞納すると、地方税法や国税徴収法に基づき、すべての財産に対して調査権限が発生します。調査を受ける事業所や金融機関などは、調査依頼があった場合には協力しなければなりません。なお、この調査は個人情報保護法には抵触しません。
- ②市が行う財産調査や差し押さえ、換価などの手続きは、法律で自治体に認められた権限であり、裁判所の令状は不要です。また、調査や差し押さえについて、市からの事前連絡も必要ありません。

換価処分例『公売』

市は、入札やせり売りなどの方法で定期的に公売を実施しています。皆さんも参加してみませんか。

公売

公売は、差押物件を換価し、滞納市税に充当するため、また「税金を滞納すると財産の差し押さえを受けて公売される」と皆さんに理解してもらうために行っています。

◆インターネット公売

平成19年度から民間のオークションサイト (<http://www.yahoo.co.jp/auktion/>) に登録し、定期的にインターネットによる公売を実施しています。



↑官公庁の公売オークションサイトの画面

◆期間入札

市役所市民ロビーなどで開催を予定しています。1週間の間で入札箱に入札してもらい、最高額で入札した人が落札者となります。

◆合同公売会

定期的に開催される『九州市町村合同公売会』に参加して公売を行います。



↑昨年の九州合同公売会の様子(長崎県松浦市)



ワンポイント

国民健康保険の加入・喪失の手続きは確実に

◆国民健康保険について

日本の健康保険の制度は、国民皆保険制度を適用しています。これは全ての国民が公的医療保険に加入することとされている制度です。

公的医療保険とは、加入者や家族が医療を受ける際に、その一部を公的機関などが負担する制度です。公的医療保険には国民健康保険や職場の健康保険(社会保険)などがあります。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入することとなっています。

税務課では、国民健康保険税の税額の算定根拠などの説明を行っています。国民健康保険税に関する疑問や気になることがありましたら、気軽に相談してください。

国保に加入するとき・やめるとき 届け出は必ず14日以内に行ってください

◆国保に加入するとき

- ・ほかの市町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

※加入が遅れると…

- ・保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- ・加入資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めることとなります(遡及賦課)。

◆国保をやめる(喪失)するとき

- ・ほかの市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳になって対象となる場合は届け出不要)

※やめる届け出が遅れると…

- ・ほかの健康保険に加入したのに、国保をやめる届け出をしないと、国保税とほかの健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

正しい税額を計算できなくなりますので、確実に手続きをお願いします。



滞納は放置せず相談を

市は、納付が困難な人と一緒になって、滞納を解消する方法を探っていきます。納税が難しい場合は、次の相談窓口を利用してください。

延滞金は年8・9%

たかが税金、と侮っていると、大きな代償が待っています。税金の滞納を放置すると、滞納者の意思に関係なく、法に基づき、年8・9%（1万円につき1日当たり2・4円）の延滞金が発生します。これは、公共サービスの財源である税金を納期限までに納付し

なかったことに対する罰則的な意味合いもあり、市中銀行などの預金金利よりも高い率です。したがって、税金を納めずに預金していても、利子をはるかに超える延滞金が発生することになり、まったく意味がありません。

納税相談

失業や病気、災害、事業で

の損失など、やむを得ない事情で期限内に納付が難しい場合は、早めに税務課に相談してください。滞納となった税金は一括納付が原則ですが、生活状況などを聞き取ったうえで、徴収の猶予（分納）などを行うことができる場合があります。ただし、虚偽の申し出があったり、納付計画を守らなかった場合は、滞納処分の対象になります。



生活改善相談

市は、FP（ファイナンシャルプランナー）を配置しています。借金などで家計が苦しく、生活に困っている人に対して、家計改善に向けた提案を行います。お金のプロが徹底して話を聞き、納得いくまで付き合いますので、まずは相談してください。

◆毎月第2火曜日

午前9時～午後8時

◆毎月第4日曜日

午前9時～午後5時

※相談料無料

※要予約

税の相談 Q & A

Q. 納税の相談をしたいのですが、平日の昼間は仕事で忙しく、市役所に行けません。

A. 納税相談は、平日の昼間（午前8時30分～午後5時15分）のほか、次の曜日・時間帯も受け付けています。
《平日の夜間》毎週火曜日 午後5時15分～8時
《休日の昼間》毎月第4日曜日 午前8時30分～午後5時15分

Q. 60歳になりますが、収入が少なく年金も受給できず借金返済で税金が納付できません。

A. 借金は消費者金融からでしょうか。そうであれば、過払い金が発生する可能性があります。内容によっては、併せて他の債務整理も検討できる場合があります。また、年金加入月数によっては国民年金保険料の後納制度を活用して、受給資格を満たすことができるかもしれません。収入不足を年金繰り上げ受給により補うことも可能です。

Q. 収入はありますが、借金返済が多く税金が納付できません。

A. 債務の内容によりますが、民事再生法などの活用により債務が圧縮され、収支バランスが改善され滞納が解消した事例があります。

税負担の公平性の確保を

少子高齢社会の現代において、安全・安心で快適なまちづくりをするためには、税金はとても大切な財源です。多くの市民の皆さんには、厳しい経済状況の中、納期限内に納税いただいていることに深く感謝申し上げます。

収納対策室では、きちんと納税されている市民の皆さんとの税負担の公平性の確保と、収納率向上のために滞納整理業務にあたっています。

今回の特集にあるように、納税相談もなく税金を滞納している人に対しては、財産の差し押さえを執行するなど、厳しい姿勢で取り組んでいます。やむを得ず納期限内での納付が困難な場合は、絶対に放置せず、必ず早めに相談してください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



税務課収納対策室 室長 木寺 洋司